

地区計画の内容

地区計画の区域

地区計画は下図の区域を対象とします。対象区域内で建築物の用途の制限や高さの制限などを行い、地区の良好な環境を形成します。



区域の説明			
符 号	点 の 説 明	符 号	線 の 説 明
1	大坂352-2南側道路境界線の延長と富士見原あじさい公園東側境界線の交点（区域説明図参照）	1-2	1と2を結ぶ線（区域説明図参照）
2	大坂352-2南側筆界線とその南側道路との交点（区域説明図参照）	2-3	2と3を結ぶ線（区域説明図参照）
3	富士見原三丁目3-19南側筆界線と富士見原三丁目30北側筆界線の交点（区域説明図参照）	3-4	3と4を結ぶ境界線（区域説明図参照）
4	富士見原三丁目3-10西側筆界線と市道3435号線東側水路境界線との交点（区域説明図参照）	4-5	4と5を結ぶ筆界線（区域説明図参照）
5	富士見原三丁目2-32北側筆界線とその西側水路境界線との交点（区域説明図参照）	5-6	5と6を結ぶ境界線（区域説明図参照）
6	富士見原三丁目23北側境界線とその東側水路境界線との交点（区域説明図参照）	6-7	6と7を結ぶ境界線（区域説明図参照）
7	富士見原三丁目23西側境界線と富士見原三丁目22-1北側境界線との交点（区域説明図参照）	7-8	7と8を結ぶ筆界線（区域説明図参照）
8	富士見原三丁目22-1西側境界線と富士見原三丁目20北側境界線との交点（区域説明図参照）	8-9	8と9を結ぶ境界線（区域説明図参照）
9	富士見原三丁目20北側境界線と富士見原三丁目2-18東側筆界線の交点（区域説明図参照）	9-10	9と10を結ぶ筆界線（区域説明図参照）
10	富士見原三丁目5北側境界線と富士見原あじさい公園境界線との交点（区域説明図参照）	10-1	富士見原あじさい公園境界線（区域説明図参照）